

銀行監督上の失敗と国家賠償責任

——スペイン——

弥 永 真 生

- 1 国家賠償責任
 - (1) 憲法と1992年法律第30号
 - (2) 直接責任
 - (3) 厳格責任
 - (4) 損害と行政の不作为との間の因果関係
 - 1) 不作为と行政の損害賠償責任
 - 2) 因果関係
 - 3) 行政の不作为における因果関係
- 2 スペイン中央銀行の内部規則
- 3 銀行監督とスペイン中央銀行の責任

1 国家賠償責任

(1) 憲法と1992年法律第30号

憲法106条2項は、「私人は、不可抗力による場合を除き、法律の定める条件に従い、その財産または権利の侵害に対して、損害の賠償を求める権利を有する。ただし、侵害が、公役務の執行の結果によるものである場合に限る。」と規定している。これを承けて、行政の法的体制及び行政手続きに関する1992年11月26日法律第30号（Ley 30/1992, de 26 de noviembre, de Régimen Jurídico de las Administraciones Públicas y del Procedimiento Administrativo Común）の139条1項は、私人は、不可抗力による場合を除き、損害が公役務（servicio público）の正常または異常な執行（funcionamiento normal o anormal）の結果生じたものであるかぎり、その財産及び権利に対する損害の賠償を行政庁か

ら受ける権利を有すると定めるが、その損害は、現実のものであり、金銭的に評価可能であり、かつ、個人または個人のグループに関して個別化できるものでなければならない¹⁾とされている（139条2項）。

(2) 直接責任

1992年法律第30号145条1項は、責任の実効性を確保するため、139条の責任について、私人は、直接（directamente）、行政に対して、その役職員²⁾が職務を執行するにあたって生じさせた損害の賠償を請求する（exigirán）と定めている³⁾。また、同法146条2項は、公務員の刑事責任の成否は、刑事裁判における事実の決定が民事責任の成立に必要な場合を除き、民事責任の成否を判断する手続き⁴⁾を停止しないと定める。これらの現行規定は、1999年法律第4号（Ley 4/1999, de 13 de enero, de modificación de la Ley 30/1992, de 26 de noviembre, de Régimen Jurídico de las Administraciones Públicas y del Procedimiento Administrativo Común）⁵⁾による改正に基づくものであり、被害者は、民事責任が犯罪から生じた場合（1992年法律第30号146条1項）⁶⁾を除き、直接、当該損害を生じさせた公務員に対して賠償を請求することはできない（HERRERO DE EGAÑA Y ESPINOSA DE LOS MONTEROS [2002] pág. 1394）。

1) See e.g. STS 2 enero 1990 (STS 8/1990, 15510/1990) ; STS 2 marzo 1994 (RJ 1722).

2) 行為者と国等の公的主体との関係については、判例上、広く解されている。公的主体の被用者や行政上の契約の相手方のみならず、公共サービスの営業許可取得者や公的な業務を遂行する私人たる請負人を含むとされている。たとえば、1990年11月10日最高裁判所判決（RJ 8538）、1991年9月26日最高裁判所判決（RJ 6869）及び1997年2月11日最高裁判所判決（RJ 898）など参照。

3) 1993年3月26日王令第429号の付属文書（anexo）の19条1項も同様に定めている。

4) 1992年11月26日法律第30号を承けて制定された1993年3月26日王令第429号（Real Decreto 429/1993, de 26 de marzo, por el que se aprueba el Reglamento de los Procedimientos de las Administraciones Públicas en materia de responsabilidad patrimonial）が手続きを定めている。

5) For details, see e.g. CASINO RUBIO [1999] ; GARCÍA GÓMEZ DE MERCADO [1999].

(3) 厳格責任

1992年法律第30号139条1項の責任は、厳格責任 (responsabilidad objetiva) であると解されてきている⁷⁾。すなわち、国などの賠償責任については、1954年12月16日強制収用法 (Ley de Expropiación Forzosa)⁸⁾ (121条) の制定以来、学説も判例⁹⁾ も厳格責任であると解釈してきており、1992年法律第30号139条1項も、公役務の「正常な (normal)」執行の結果生じた損害についても賠償するものと定めており、行政行為に過失があったことは要件とされず¹⁰⁾、公役務の執行が損害の事実上の原因であれば国等は責任を負い¹¹⁾、少なくとも

- 6) なお、刑法典121条は、国…その他の公的主体は、事案に応じて、刑事責任を負う者によって生じさせられた損害につき、その刑事責任を負う者がその職務または業務を行う役員、代理人もしくは被用者または公務員である場合であって、その損害がそれらの者に委託された職務執行によって直接引き起こされたときには、行政手続きのルールに従って請求できる職務の正常または異常な執行に基づく直接責任に影響を与えることなく、かつ、重複する賠償の可能性はいかなる場合にも排除されるが、代位責任を負うと定める。この条文の文言 (sin perjuicio de la responsabilidad patrimonial derivada del funcionamiento normal o anormal de dichos servicios) から、1992年法律第30号146条2項の文言 (no suspenderá) から、被害者が加害公務員に対して損害賠償請求することは例外的であると位置づけられている (HERRERO DE EGAÑA y ESPINOSA DE LOS MONTEROS [2002] pág. 1394)。
- 7) なお、行政の賠償責任につき民間の保険を付すというアイデアも学界においては提示されている。See e.g. GAMERO CASADO [1999] ; HUERGO LORA [2002] ; MONTORO CHINER y HILL PRADOS [2002].
- 8) Ley de Expropiación Forzosa de 16 de diciembre de 1954.
- 9) See e.g. SSTS 14 octubre 1969 (RJ 4415) ; 28 enero 1972 (RJ 351) ; 15 novembre 1979 (RJ 4252) ; 2 noviembre 1983 (RJ 5404) ; 6 marzo 1989 (RJ 2176) ; 28 enero 1993 (RJ 422) ; 28 diciembre 1998 (RJ 10161) ; 7 mayo 2001 (RJ 4458) ; 25 junio 2002 (RJ 7169). また、1954年強制収用法前のもので、1943年7月10日判決 (RJ 856) も参照。
- 10) See also Consejo de Estado, Dictamen de 2 diciembre 1999, núm. 3306/1999 <<http://www.boe.es/buscar/doc.php?id=CE-D-1999-3306>> (いかなる場合にも、行政の責任は、厳格責任の性質を有する賠償の制度 (un instituto indemnizatorio de naturaleza estrictamente objetivo) であり、行政に落ち度や不適切な行政の執行があるかとは独立に賠償が成されるものであるとした。そして、公役務において注意がはらわれたか過失があったかは意味がなく、その発生が公役務の執行に帰すべき本物であり (cierto) かつ現実の損害が存在するかどうかを客観的に評価することになると指摘している)。

も、建前としては、帰属や近接した因果関係は考慮に入れられてこなかった。すなわち、損害の発生を回避するためにすべての合理的な予防策を講じていても賠償責任を負う¹²⁾といわれてきた¹³⁾。

しかし、近年では、裁判所は、加害行為に違法性 (ilegalidad) がある場合に、通常、行政は賠償責任を負うという立場をとるようになり、違法な行為によって生じた損害を受忍する義務は被害者にはないから、そのような損害は必然的に不法であるとみなされ (se estiman inexorablemente antijurídicos)、賠償の対象となるとしてきた¹⁴⁾。すなわち、裁判例においては、違法性という要件が、行政庁の賠償責任が認められる要件として要求する傾向がみられるようになってきた (For details, see e.g. GARCÍA ÁLVAREZ [2006])。

そして、裁判所は、通常、公役務の瑕疵ある執行によって損害がもたらされた場合に、賠償を命じてきている (For details, see e.g. MIR PUIGPELAT [2008] ;

11) See e.g. STS 19 enero 1987 (STS 146/1987, 11475/1987) ; STS 3 marzo 1999 (STS 1447/1999).

12) たとえば、MIR PUIGPELATは、過剰な賠償 (excesiva amplitud) または実際上の「社会保険」システムが国家責任の名の下に構築されていると評している (MIR PUIGPELAT [2002] págs. 153 y ss. y 227. See also STS 14 octubre 2003 (STS 6299/2003) [aseguradoras universales de todos los riesgos] and STS 5 junio 1998 (STS 3681/1998) [convierta a éstas en aseguradoras universales de todos los riesgos ...se transformaría aquél en un sistema providenciarista]). ただし、そのような状況には至っていないとする論者も存在する (e.g. GÓMEZ POMER y SÁNCHEZ ÁLVAREZ [2006]).

13) もっとも、BLASCO ESTEVEは、損害賠償の対象となる行政行為は、異常な公役務の執行の結果としての (constitutivas de un funcionamiento anormal de los servicios públicos) 弁明できない違法性 (ilegalidades «inexcusables») が認められるものに限定されるべきであると論じていた。そして、人権のように、違法性がないとは弁明できない行政行為の対象事項があるので、弁明できないかどうかを判断する規準としては、非行の証拠、非行の重大さ、行政が利用可能な資源、適用されるべき法的基準の精緻性、不明確性及び複雑性、行為の対象となる事柄などがあるとしていた (BLASCO ESTEVE [1985] págs. 222 y ss.)。

14) e.g. SSTS 2 junio 1982 (RJ 4177) ; 4 abril 1984 (RJ 1978) ; 30 octubre 1990 (RJ 8338) ; 22 febrero 1993 (RJ 542) ; 1 octubre 1997 (RJ 7741) ; 2 julio 1998 (RJ 6059) ; 16 febrero 1999 (RJ 1623) ; 22 diciembre 2000 (RJ 10581) ; 27 marzo 2003 (RJ 2936).

QUINTANA LÓPEZ [2009a] [2009b])。とりわけ、たとえば、不適切な免許・許可に基づく行政の損害賠償責任や行政の不作为に基づく損害賠償責任については、事実上は、過失責任の枠組みで判断されてきたと評価することができる¹⁵⁾。また、たとえば、医療分野においては、技術水準 (*lex artis*) に従って治療行為がなされ、治療行為に内在するリスクについて十分に説明を受けて事前に承諾を与えているのであれば、言い換えるならば、公共医療サービスが適切になされているのであれば、法的に、私人は生じた損害を受忍する義務を負うと解されている (See MIR PUIGPELAT [2008] págs. 629 y ss. See also e.g. CUETO PÉREZ [1997] págs. 353 y ss.; GUERRERO ZAPLANA [2004] págs. 120 y ss.)¹⁶⁾。

この背景には、最高裁判所が下した、行政の賠償責任を否定した、いくつかの裁判例が存在する。すなわち、いくつかの裁判例は行政の責任の厳格責任性を必ずしも否定してはいないが、これらの裁判においては行政には過失がないということが決め手となる論拠とされている。

まず、1961年5月30日判決 (RJ 2432) は、他人による商標の不適切な登録 (4年後に登録が取り消された) から生じた損害賠償が求められた事案に関するものであるが、最高裁判所は、行政庁による侵害を規律し、具体化する明文の法律上の規定はないとして、民法典1902条¹⁷⁾を適用し、行政には過失はなかったとして、損害賠償請求を棄却した。1969年3月10日判決 (RJ 1514) は、

15) なお、理由は明らかではないが、GARCÍA DE ENTERRÍA y FERNÁNDEZ RRODRÍGUEZの体系書の第8版では、第1版 (1977年) から第7版 (2000年) まであった「行政の民事責任の直接的かつ厳格な構造 (configuración directa y objetiva)」という見出しではなく、「行政の民事責任の基本構造 (configuración básica)」という見出しが採用されている (GARCÍA DE ENTERRÍA y FERNÁNDEZ RRODRÍGUEZ [2003] pág.375)。

16) 1992年法律第30号の141条1項は、本法によって受忍する法的義務を負っていない損害について私人に加えられた侵害によって生じた損害が賠償されると定めており、不法な (antijurídicos) 場合にのみ損害は賠償されるという立場が採用されていると解されている。

17) 「作為または不作为により、他人に損害を生じさせた者は、故意または過失がある場合には、生じた損害の賠償の責めに任ずる。」

民法典の枠組みに、より準拠し、損害賠償請求が認められるためには、損害の発生、行政の故意または過失（culpa o negligencia de la Administración）¹⁸⁾、及び、損害と行政の故意・過失との間の因果関係の3つが要件となるとした。

また、1967年1月18日判決（RJ 115）も、行政行為が無効とされたこと自体は損害賠償責任が認められることを意味するものではなく、損害賠償が認められるためには、行政に悪意または過失（malicia o negligencia）が認められ¹⁹⁾、かつ、損害が現実には生じていることを立証する必要があるとした

これらの裁判例とは若干異なる理由づけで、1981年12月17日判決（STS 1676/1981）は、地方公共団体による不当な不許可処分による損害賠償請求を退けた。因果関係が認められる損害の発生が立証されていないことのほか、国の行政の法的体制に関する1957年7月26日法律（Ley de 26 de julio de 1957, de Régimen Jurídico de la Administración del Estado）の40条が、行政行為が無効とされたことのみでは損害賠償請求権を生じさせるものではないと定めていること、事後的に裁判所によって行政の解釈が誤っていると判断されることがあるとしても、その判断規準は事前には論争の余地があり、かつ、明白ではないから、行政は合理的であると考えられる解釈に基づき行政上の判断をしなければならぬことを考慮すると、行政行為の無効・取消しが認められたことのみをもって損害賠償請求を認めることは不合理であること²⁰⁾などを指摘

18) 1973年3月26日判決（RJ 4563）も、これが要件の1つであるとし、賠償責任を否定した。

19) 無謀さも恣意性も認められないとして（no es por ningún lado temeraria, ni menos arbitraria）、賠償責任を認めなかった1968年10月25日判決（RJ 4742）も参照。

20) たとえば、1986年6月10日判決（RJ 6761）（及びこれを踏襲した1989年11月15日判決（RJ 8336））も同じ発想に基づいている。また、1993年11月23日判決（RJ 10050）及び1994年10月31日判決（RJ 7673）は、——現実の損害が主張立証されていないと指摘するとともに——行政の判断は、最高裁判所の意見によれば誤っていたが、論理的でよく組み立てられた法的議論に基づくものであった（fueron producto de una lógica, aunque equivocada a juicio de esta Sala, y bien construida argumentación jurídica）と指摘して、損害賠償請求を退けた。

した²¹⁾。

他方、行政行為の無効・取消し・撤回が損害賠償義務を生じさせるのではなく、当該行為が違法であり、見解が岐れている争点 (cuestiones discutibles) が含まれる事案においては、行政の責任を排除する「受忍の余地 (margen de tolerancia)」を行政に与える必要があると国側が主張したのに対し、最高裁判所は、1989年2月20日判決 (RJ 2526) において、違法性 (ilegalidad) が認められることを責任が認められるための要件とすることは、憲法106条に照らして、行政の責任が厳格責任であることと整合的ではないと判示する一方で、「見解が岐れている争点」という規準は、政府が請求者の請求を認諾するという例外的な場合を除き、多かれ少なかれ、反対する根拠はある以上、憲法が一般的な原則として定めている賠償を例外的なものとし、憲法の規定をほとんど適用できないという結果をもたらすとして、この主張を退けた。そして、賠償義務を行政が負うとされるために必要とされる行政の不法行為の主観面は存在せず、侵害の違法性という客観面が存在するとした。

以上のような裁判例及び1990年6月25日判決 (STS 4931/1990, 17913/1990) を経て、1996年2月5日判決 (STS 661/1996) が下された。この判決は、「受忍の余地」理論を退け、行政は厳格責任を負うとしたが、過失責任 (responsabilidad por culpa) であるかのように請求を棄却した²²⁾。すなわち、行政が適用されるルールを正当な注意をもって (con el cuidado exigible) 解釈し、適用した場合には、違法な (ilegal) 行政行為から生じた損害は不法 (antijurídico) でもなく、賠償の対象ともならないとした。裁量が与えられて行動する場合や

21) See also STS 10 marzo 1986 (RJ 4087).

22) 判例は、行政の損害賠償責任は厳格責任の性質を有することを前提としているという建前であるが、多くの裁判例において、責任が認められるためには、過失に基づく行為が必要となるかのように事案を解決していると指摘されている (See e.g. LEGUINA VILLA [1980] págs. 33 y 34; JIMÉNEZ-BLANCO CARRILLO DE ALBORNOZ [1986] pág. 123; CUETO PÉREZ [2000] pág. 275; AHUMADA RAMOS [2000] págs. 162 y ss.; GARRIDO FALLA [2002] pág. 317; REBOLLO PUIG [2004] págs. 224 y 225; BAÑO LEÓN [2007] ; FERNÁNDEZ FARRERES [2009] págs. 105 y ss.)。

法的な不確定概念を用いて規制するルールを適用する場合には、行政には評価の余地 (*margen de apreciación*) が認められることを認識しなければならないとし、判例が指し示す規範に従った、根拠があり、合理的な余地の中で、対象となる可能性のある規制面をすべて考慮して職務を執行する限り、侵害の不法性は否定され、行政の損害賠償責任を追及できる一般的要件の1つがみとされないことになるとした。そして、このように解さないと、自己の決定の適法性について疑いが残ることが原因となって、行政の行為が遅延し、公共の利益を著しく損なうことになりかねないと指摘した²³⁾。

この判決は、以後の多くの裁判例において踏襲されており²⁴⁾、先例的価値があると考えられている。そして、違反したルールが十分に明確であったとか、行政に裁量が認められていない、あるいは、不確定法概念の解釈が問題とならない事案などで、行政の損害賠償責任が認められる傾向にある²⁵⁾。

学説は岐れており、多数説は、スペイン法においては、行政が負う損害賠償責任は厳格責任としての性質を有すること²⁶⁾と整合的ではないとして、この

23) もっとも、この判決には、多数意見が行政の責任の厳格責任性を認めつつ、正当な注意を払って行為したことによって免責されるとすることには明白な矛盾があるとする、PECESMORATE (判事) の反対意見が付されていた。PECESMORATEは、多数意見は、行政の行為または決定が無効とされることから生ずる行政の損害賠償責任を正統的な厳格責任の範囲外とし、または、過失責任に近づける結果をもたらし、いかなる場合にも、職務執行の結果として生じた損害の賠償を図り、権限の行使を適法なものとし、法律及び法に完全に従ったものとするを目的として法的に構築された統合されたシステムから明らかに離れているように見えるとした。すなわち、PECESMORATEは、行政は単なる違法性 (*mera ilegalidad*) を理由に厳格責任を負うべきであり、法に反し、裁判所によって無効とされた決定などから生じた損害が不法 (*antijurídico*) ではないとはいえないという見解によっていた。

24) *e.g.* SSTS 10 marzo 1998 (RJ 2661) ; 28 junio 1999 (RJ 7143) ; 26 septiembre 2001 (RJ 9548) ; 24 enero 2002 (RJ 6881) ; 30 junio 2003 (STS 4575/2003) ; 10 octubre 2003 (RJ 2004, 263) ; 25 mayo 2004 (RJ 5592) ; 27 diciembre 2005 (RJ 4276) ; 5 junio 2007 (RJ 4991) ; 31 enero 2008 (RJ 1347) ; 16 septiembre 2009 (RJ 2010, 341) ; 14 julio 2008 (RJ 3432) ; 22 septiembre 2008 (RJ 4543) ; 10 noviembre 2009 (RJ 1712) ; 1 diciembre 2009 (RJ 2010, 368) ; 19 mayo 2010 (STS 2607/2010).

ような判例の流れには批判的であるが (e.g. BLANQUER [1997] págs. 51 y ss.; NÚÑEZ LOZANO [2000] págs. 201 y ss.; LÓPEZ MENUDO, GUICHOT REINA y CARRILLO DONAIRE [2005] págs. 51 y ss.; REBOLLO PUIG y IZQUIERDO CARRASCO [2006] ; BOSCH CHOLBI [2008] págs. 93 y ss.; SUAY RINCÓN [2009] pág. 789)、そもそも、行政の賠償責任が厳格責任という特性を有するというに批判的な立場からは、最近の判例の傾向は支持されている (e.g. FONT I LLOVET [2000b] págs. 237 y ss.; MIR PUIGPELAT [2002] págs. 315 y ss.)。実際、立法論としては、厳格責任に対して懐疑的または批判的な学説が多い (For details, see MIR PUIGPELAT [2002] págs.153 y ss. See also DOMÉNECH PASCUAL [2009] págs. 29 y ss.)。

他方、解釈論としては、上述したように、裁判所が、事実上、過失責任であるかのように適用しているにもかかわらず、判例も学説も、ほとんど例外なく²⁷⁾、現行法の下では、行政の損害賠償責任は、法律上は厳格責任であると解している。行政の損害賠償責任の厳格責任性に対して最も強く反対している MIR PUIGPELATですら、自説を立法論として述べており、通説の解釈に疑問を呈していないようである (MIR PUIGPELAT [2002] págs.40 y ss. y pág.353)。ただし、DOMÉNECH PASCUALは、憲法 106 条 2 項が、国家賠償責任を厳格責任と定め、立法者が変更できないものとしているとはいえないと論じている (DOMÉNECH

25) See e.g. SSTS 4 noviembre 1997 (RJ 8203) ; 29 octubre 1998 (RJ 8422) ; 11 marzo 1999 (RJ 3035) ; 16 septiembre 1999 (RJ 7746) ; 13 enero 2000 (RJ 659) ; 18 diciembre 2000 (RJ 2001, 221) ; 12 julio 2001 (RJ 6692) ; 21 abril 2005 (RJ 4314). もっとも、1999年2月16日判決 (STS 1000/1999) は、*El Campello* 市が決定にあたって大きな解釈上の困難さ (la gran dificultad interpretativa) があつたと主張したのに対し、そのような不明確なルールを策定したのは市議会であるとして、民法典 1288 条 (契約中の不明確条項はそのような不明確性を生じさせた当事者の有利に解されてはならない) に依拠して、その主張を退けた。

26) 行政が負う損害賠償責任は厳格責任としての性質を有することは、憲法 106 条 2 項に定められているという評価も有力である (BELADIEZ ROJO [1997] págs. 29, 30 y 72; JORDANO FRAGA [1999] págs. 325 y ss.)。

27) ただし、たとえば、BELANDO GARÍN は、行政の損害賠償責任は基本的に過失責任であるという立場をとっている (BELANDO GARÍN [2004] págs.216 y ss.)。

PASCUAL [2010] pág. 204)²⁸⁾。すなわち、多くの論者は「公役務の執行」という文言と1954年強制収用法の「正常または異常な公役務の執行」との共通性に注目して、厳格責任のシステムが採用されており、有権者には体制間の選択権がないと解しているが (See MIR PUIGPELAT [2002] págs.216 y ss.)²⁹⁾、この問題は立法者に委ねられていると解すべきであるとする。その根拠として、憲法106条2項は、国家が賠償しなければならないとされる要件を明示的に法律に委ねていることを指摘している。すなわち、この規定は、民主主義的な立法者が憲法のこの規定を具体化するにあたって広範な裁量を有することを明確に示しているとする³⁰⁾。

なお、1992年法律第30号の139条1項など行政庁の責任についての規定の極端なあいまいさには、法的不安定性、紛争の可能性を高め、裁判所の裁量に委ねられる部分が過大になりうるという深刻な問題点もあるが (e.g. MIR PUIGPELAT [2002] págs.288 y ss.)、DOMÉNECH PASCUALやMEDINA ALCOZは柔軟性という、よい面があるとする (DOMÉNECH PASCUAL [2010] pág. 205; MEDINA ALCOZ [2005b] págs.15 y 16)。すなわち、高い不確定性は、争われる事案のタイプが異なるごとに異なって対応する、その事案の独自の状況に対応した解釈を可能にすることになると指摘する。

28) ただし、DOMÉNECH PASCUALも、1992年法律第30号の139条1項は、スペインの行政は常に厳格責任を負う旨を定めていると解している。See also MEDINA ALCOZ [2005a] págs. 119 y ss.; MEDINA ALCOZ [2005b] págs. 8 y ss.

29) 1996年2月5日最高裁判所判決 (RJ 987) は、この問題について、憲法上の論争ではないと述べている。

30) 1981年4月8日憲法院判決 (STC 11/1981) (FJ 7) 及び2008年4月9日憲法院判決 (STC 49/2008) (FJ12) は、「憲法は、非常に異なった種類の政治的選択肢の余地が認めるのに十分なほど幅広い枠組みである」とし、解釈規準の適用によって解釈が1つに絞られる場合は格別、憲法の解釈作業は、必ずしも公権的に解釈を1つに絞りこんで、選択肢やバリエーションに対して戸を閉ざすものではないと指摘し、政治的または政府の選択肢が全部、事前にプログラムされているわけではないから、前もってすべきことは、このプログラムを発展させることであるとしていた。

(4) 損害と行政の不作为との間の因果関係

1) 不作为と行政の損害賠償責任

1992年法律第30号139条1項が、公役務の異常な執行により損害が生じた場合にも行政は損害賠償責任を負うものとしていることからしても、不作为に基づく、行政の損害賠償責任³¹⁾は認められると考えられるが、最高裁判所の裁判例も一般論としてこれを認めてきている³²⁾。

2) 因果関係

最高裁判所は³³⁾、1992年法律第30号の適用にあたって、相当な因果(causalidad adecuada)を要求するという立場³⁴⁾を採用してきた³⁵⁾。最高裁判所が採用してきた相当な因果の考え方は、たとえば、1998年11月28日判決(STS 7123/1998)によると以下のようなものである³⁶⁾。すなわち、損害の発生は、通常、1つの原因の結果として生ずるものではなく、お互いに独立し、または依存する事象と条件の複合の結果として生ずるのであり、それらの事象などは多かれ少なかれ、結果を生じさせる原因力として個別性を有し、行政の

31) *For details, see e.g.* GÓMEZ PUENTE [1994] [2000] [2002]; NIETO GARCÍA [1986b]; SORIANO GARCÍA [1994]; ENTRENA CUESTA [1999]; MAGIDE HERRERO [1999].

32) *e.g.* SSTS 18 octubre 1993 (STS 6952/1993); 27 noviembre 1993 (STS 8099/1993); 4 junio 1994 (STS 4342/1994); 30 abril 1996 (STS 2624/1996); 31 julio 1996 (STS 4733/1996); 26 octubre 1996 (STS 5865/1996); 12 noviembre 1996 (STS 6289/1996); 25 enero 1997 (STS 408/1997); 15 junio 2002 (STS 4387/2002); 29 junio 2002 (STS 4837/2002); 20 diciembre 2004 (STS 8239/2004).

33) *e.g.* SSTS 10 marzo 1969 (RJ 1514); 14 diciembre 1974 (RJ 4880); 16 mayo 1977 (RJ 2041); 2 febrero 1980 (RJ 743); 30 marzo 1982 (RJ 2356); 20 enero 1984 (RJ 135); 9 abril 1985 (RJ 1752); 29 enero 1986 (RJ 1129); 23 marzo 1990 (RJ 2218); 3 noviembre 1993 (RJ 8570); 30 julio 1994 (RJ 6309); 9 marzo 1995 (RJ 1849); 2 abril 1996 (RJ 2984); 1 abril 1997 (RJ 2724); 23 diciembre 1997 (RJ 8901); 3 marzo 1998 (RJ 926); 20 marzo 1998 (RJ 2852); 28 noviembre 1998 (RJ 9967); 23 mayo 1999 (RJ 4382); 9 julio 1999 (RJ 6768); 14 febrero 2000 (RJ 675); 5 julio 2001 (RJ 4991); 21 enero 2003 (STS 208/2003). *See also* SSAN 16 mayo 2002 (RJCA 2002/635); 5 julio 2000 (RJCA 2000/2171).

責任の存否を決する因果関係 (relación causal) という概念は先験的に、一般的に妥当する (con carácter general) ものとしては定義することができない。どの事実または条件が最終的な結果をもたらすものとして意義を有するとみなせるかという問題があり、行政法の学説は、行政の損害賠償責任の存否を決する上での原因は何なのかをはっきりさせようとしてきたが、相当因果関係という考え方は、事象の通常の過程で損害が発生すると考えられるか、または、逆に、その可能性は低いかに着目して、前者の場合にのみ、行為と結果との間の因果関係を認め、賠償責任の根拠とするものである。この相当な原因または作用因 (causa eficiente) は、仮定的な条件関係 (*conditio sine qua non* ある行為または事実がなければ、他の事実または事象が想定できないということ) を要件とする。しかし、これだけでは、相当な因果を規定するには不十分であり、当該事件を取り巻くすべての事情を考慮に入れて、行為と事象との間に客観的な相当性 (adecuación)、結びつきの蓋然性が存在するかどうかの問題となり、存在する場合に、この条件関係は損害の相当な原因、作用因または密接かつ真の原因であるということになる。したがって、重要でない行為 (actos indiferentes) や不適切かつ絶対に異常な行為は除外される。

また、2000年3月2日最高裁判所判決 (STS 1651/2000) は、「相当な因果」

34) もっとも、最高裁判所は、一貫して、相当因果理論を適用しているわけではなく、いくつかの裁判例では、さらなる検討を加えることなく、条件関係説 (doctrina de la equivalencia de las condiciones) によっているかのような判示のみを行っている。たとえば、2000年3月28日判決 (RJ 4051) は、1997年1月25日判決を引用し、また、因果関係を限定的に認めることは、行政の賠償責任の厳格責任性を損なうことになると指摘した1997年6月5日判決 (RJ 4599) を引用する一方で、1995年12月5日判決 (RJ 9061) を引用して、当該事案のすべての事情を考慮に入れることが通常は必要であるとしているが、相当の因果という定式化はしていない。1999年5月4日判決 (RJ 4911) や1999年3月9日判決 (RJ 2434) なども同様である。

35) 行政の損害賠償責任が否定される主たる根拠の1つは、行政の行為・不作為と損害との間の相当因果関係が認められないことである。See e.g. SALVADOR CODERCH [2000] p.8.

36) See also STS 5 junio 1998 (STS 3681/1998) and STS 28 octubre 1998 (STS 6273/1998) «in iure non remota causas, sed proxima spectatur».

の原則は、行為者に落ち度 (culpa) があったとするためには、結果が、意思決定の自然で、相当かつ十分な帰結であったことが要件となとしている。すなわち、自然な結果というためには、当初の行為と損害を生じた結果との間に一般に認められた知識に従って、不可欠な関係 (relación de necesidad) があり、個々の具体的事案において、原因とされる先行行為が、不可避的な結果として、害をもたらすのに、ほとんど十分 (virtualidad suficiente) であったかを評価しなければならない。単なるめぐり合わせ (simples conjeturas)、単なる合致 (mera coincidencia) を示す事実上のデータの存在では不十分であり³⁷⁾、これらの事象の間にありうる相互関係を考慮し、行為者の行為と損害という結果との間の結びつきについての厳格な証拠 (prueba terminante) が存在してこそ、賠償義務を負う落ち度が明らかになるとした。

最高裁判所は、伝統的に、責任が認められるためには、因果関係は直接、直近かつ排他的 (directo, inmediato y exclusivo) でなければならないという考え方を採用してきた³⁸⁾。

しかし、因果関係の存在を認める上で、このような要件を課すことにすると、結果に影響を与える十分な因果の結びつきが他にあれば、もはや、排他性の要

37) すでに、たとえば、夜間のATMで強盗の被害を受けた原告が銀行の責任を追及した事案に係る1997年4月1日最高裁判所判決 (STS 2312/1997) において、ほぼ同じ判示はなされていた。1997年4月1日判決は、行為または不作為一原因一と生じた損害または侵害一効果一との間の明確かつ直接的な結びつき (relación o enlace preciso y directo) を決定するために相当因果の原則 (principio de causalidad adecuada) が適用されるとし、この原則は、行為者に落ち度があるとされるためには、結果が行為者の意思決定の自然、相当かつ十分な帰結 (consecuencia natural, adecuada y suficiente) でなければならないと判示した上で、一般に認められた知識に従って、当初の行為と損害を生じた結果との間に不可欠な関係 (relación de necesidad) があるかどうかを個々の具体的事案において評価しなければならないとしていた

38) *e.g.* SSTs 20 enero 1984 (RJ 135) ; 25 enero 1997 (STS 408/1999) ; 13 noviembre 1997 (STS 6802/1997) ; 6 marzo 1998 (STS 1513/1998) ; 16 febrero 1999 (RJ 1621) ; 9 marzo 1999 (RJ 2434) ; 11 mayo 1999 (RJ 4917) ; 28 marzo 2000 (STS 2500/2000) ; 13 julio 2000 (STS 5802/2000). *See also e.g.* GÓMEZ-FERRER RINCÓN [2003] pág.273.

件は満たされないことになり、因果関係が重層的、同時発生的または非通例的な場合には、行政の責任は認められないことになり、ほとんどの場合には責任が認められないことになるという批判が加えられてきた (cf. GUTIÉRREZ FERNÁNDEZ [2005] pág. 132)。

実際、最高裁判所も、1974年11月16日判決 (RJ 4510) において、この定式を緩和しており、因果関係が間接的または同時発生的 (mediato, indirecto o concurrente) であると認められる場合にも因果関係を認めており、その後の最高裁判所の判決もこれを踏襲している³⁹⁾。

3) 行政の不作为における因果関係

たしかに、菜種油による健康被害につき⁴⁰⁾、当該行政庁⁴¹⁾は課税との関係で物品を分類することを任務としており、公衆衛生についての任務を負っていなかったにもかかわらず、国家賠償責任を認めたという事案⁴²⁾が存在する (1997年9月26日最高裁判所判決 (STS 5661/1997))。また、輸血による HIV 感染についても賠償責任が認められてきている⁴³⁾。このように、健康行政との関係では、リスクの増加が予見可能であれば、行政庁は被害の発生を防止す

39) *e.g.* SSTS 25 enero 1997 (RJ 266) ; 26 abril 1997 (RJ 4307), 16 diciembre 1997 (RJ 1132) ; 4 mayo 1998 (RJ 4593) ; 6 octubre 1998 (RJ 7813) ; 13 octubre 1998 (RJ 7820) ; 9 marzo 1999 (RJ 2434) ; 13 marzo 1999 (RJ 3151) ; 29 junio 1999 (RJ 6332) ; 21 julio 2001 (RJ 9167) ; 28 julio 2001 (RJ 10061). また、因果関係は直接、直近かつ排他的でなければならないという原則を前提としつつ、要求される因果関係を緩やかに解したのものとしては、1998年11月17日最高裁判所判決 (RJ 9149) のほか、たとえば、1986年4月11日最高裁判所判決 (RJ 2633), 1988年7月22日最高裁判所判決 (RJ 6095)、1997年1月25日最高裁判所判決 (RJ 266), 1997年4月26日最高裁判所判決 (RJ 4307) 及び1998年10月6日最高裁判所判決 (RJ 7813) ならびに2000年3月15日全国管区裁判所判決 (JUR 2000/157240) などが存在する。

40) 1992年4月23日最高裁判所判決 (RJ 6783) も参照。

41) Laboratorio Central de Aduanas 及び Sección de Importación de los Productos Agrícolas y Transformados de la Dirección General de Política Arancelaria e Importación.

42) *For details, see* JIMÉNEZ APARICIO [2003a] and [2003b].

るための方策を講じるべきであり、方策を適切に講じなかったことと損害との間には因果関係が認められるという立場が採用されているようである（たとえば、2004年10月15日バレンシア上級裁判所判決（RJCA 2004, 902）など参照）。

また、たとえば、海上管制サービスに関する2002年4月9日判決（STS 2492/2002）、都市計画法に違反した建物の代替執行による除却を行わなかった事案に関する2002年6月15日判決（STS 4387/2002）及び学校の建物が破壊されたという事案に関する2004年12月20日判決（STS 8239/2004）などにおいても、因果関係が認められている。

しかし、行政の責任に関して、最高裁判所は、原則として、賠償責任が認められるために必要な、公役務の正常または異常な執行と害を与える結果との間の因果関係は、作為の場合と不作为の場合とでは異なって理解されるという立場をとっている⁴⁴⁾。すなわち、行政の行為（作為）については、侵害は当該行為の論理的結果にすぎない。これとは対照的に、不作为の場合には、純粋な論理的関連性が認められるだけでは、因果関係を認めるのには十分ではない。純粋な論理的関連性で十分であるとすると、行政が防止策を講じなかったために生じた侵害は行政に帰責されることになるが、それは常識（*buen sentido*）に反している。常識に照らせば、行政が介入しなかったことを責められるべきなのは、当該事案を取り巻く状況の下で、介入することが求められている場合に限られる。行政の介入により損害の発生を防止できたであろうということから、賠償責任を認めると行政の責任を不合理に拡張する結果になるため、それ

43) *e.g.* SSTS 26 febrero 2002 (STS 1336/2002) ; 2 abril 2002 (STS 2349/2002) ; 23 septiembre 2002 (STS 6059/2002) ; 7 octubre 2002 (STS 6554/2002) ; 10 octubre 2002 (STS 6633/2002) ; 17 enero 2006 (STS 22/2006) ; 24 enero 2006 (STS 934/2006) ; 25 enero 2006 (STS 159/2006) ; 17 mayo 2006 (SSTS 2947/2006, 2960/2006, 2992/2006, 3004/2006, 3005/2006, 3036/2006, 3037/2006, 3041/2006, 3266/2006) .

44) 近年では、たとえば、2008年5月16日判決（STS 2396/2008）（*AVA* 事件判決）、2009年1月27日判決（STS 121/2009）（*Gescartera* 事件判決）、2009年3月31日判決（STS 1585/2009）及び2009年11月10日判決（STS 6666/2009）など。

だけでは不十分であり、損害が客観的にそのような行政の不作為に帰することができるような何らかの他の事情、すなわち、行為する法的義務が存在していたこと (la existencia de un deber jurídico de actuar) が必要であるという考え方がとられている⁴⁵⁾。

結局、行政の不作為に基づく損害賠償責任が認められるかという局面において、最高裁判所は、行政の不作為と損害との間に因果関係⁴⁶⁾があることを認定して行政の責任を認めているというよりは、注意義務を怠ったという点での帰責性が行政に認められるかを判断していると評価した方が自然であるといえそうである (See e.g. GÓMEZ PUENTE [2000] págs. 821-823)。

実際、最高裁判所は、行政が、その警察的、統制的あるいは検査の権限との関連で、監督における落ち度 (culpa «in vigilando»)⁴⁷⁾を理由として、損害賠償責任を負うことがありうるという立場をとっているが (たとえば、1987年3月2日判決 (RJ 3454))、これは、落ち度 (culpa) という要素が賠償責任を負う要件の1つであり、厳格責任であることは、落ち度が問題とならないことを意味するものではないということを前提とするものである⁴⁸⁾。そして、行政が監督における落ち度の場合に損害賠償責任を負うか否かを判断するにあつ

45) *Fórum Filatélico y Afinsa* 事件についての、2010年11月5日全国管区裁判所行政部判決の上告審判決である2012年6月26日最高裁判所判決 (STS 4493/2012) もこの考え方によっている。

46) *For details, see e.g. GÓMEZ PUENTE [1994] págs.191-194; LAGUNA DE PAZ [2001] págs. 48-54.*

47) たとえば、2008年4月16日最高裁判所判決 (no 277/2008) の原審判決は、直接かつ連帯して責任を負わせるには過剰なものとならないようにするという観点から、通常の監督を超えて網羅的に発見することは求められないと判示して (STS no 277/2008, Fundamento de Derecho, Preliminar, párrafo sexto)、当該事件において、監督義務違反の責任は問われないとした。

48) スペインの行政の責任の仕組みは厳格責任であるという一般的な性格を持っているが、不作為によって生じた損害の賠償においては、損害の不法性 (antijuridicidad) は落ち度 (culpa) と区別できず、また切り離して考えることができないと指摘されている。See GÓMEZ PUENTE [2000] pág. 821. See also MIR PUIGPELAT [2008].

ては、まず、行為する義務を明示的に行政に課している法令上のルールが存在するかどうかが検討されるべきであると考えられている。そして、ここでは、行政が一般的な監督義務を負っているというだけでは不十分であり、損害賠償を請求する者（原告）は、監視義務を行政に負わせる具体的な規範を特定する必要があると解されているが⁴⁹⁾、いったん、それが主張立証されると、行政が責任を免れるためには、法律によって課されている注意と監督のルールのすべてを遵守して職務を執行したことを証明しなければならず、拳証責任の転換が生ずる（GUTIÉRREZ FERNÁNDEZ [2005] pág. 141）。

また、憲法106条や1992年法律第30号の139条以下が厳格責任を定めていることの合理性は、行政行為により害を与えるおそれがあるリスクを発生させる可能性があることに求められるとすると（PADRÓS REIG [2012] pág. 148）、監督や検査を適切に行わなかったことによる損害賠償責任を認めることは説明しにくい。すなわち、監督や検査を行わなかったことは、法のエンフォースメントの観点から重大な問題をはらんでいるが、それからは直接的な損害は生じないからである（RIVERO ORTEGA [2000] págs. 224-225. *See also* MAGIDE HERRERO [1999] pág. 391）。しかも、行政上の監督や検査については裁量が認められるという特徴を有し、行使するか否かについて裁量性が認められることは司法上の免責につながるということになる（*See* NIETO GARCÍA [1986b]）。

なお、1997年10月7日最高裁判所判決（STS 5924/1997）は、個々の事案において、結論を導くにあたっては、当該業務を規律するルールについての所轄行政庁に明示的または黙示的に課されている義務の内容のみならず、スペイン憲法によって行政行為に求められている効率性の原則⁵⁰⁾に基づいてなされる

49) たとえば、2003年3月30日最高裁判所判決（STS 5866/2003）は子どもが病院のエレベーターで負傷した事案につき、付き添っていた母親が注意を払う義務を負っており、病院は責任を負わないとした。

50) 憲法103条1項は、行政は、客観的妥当性を保持しつつ、全体の利益に奉仕し、効率性、序列、非集権化、非集中化及び調整の原則に従い、完全に正義及び法律の下で、これを行うと定めている。

パフォーマンスの評価が必要であると判示している。

2 ス페인中央銀行の内部規則

ス페인中央銀行の内部規則（Resolución de 28 de marzo de 2000, del Consejo de Gobierno del Banco de España, por la que se aprueba el Reglamento Interno del Banco de España）の25条は、職務の執行におけるス페인中央銀行の被用者の保護について定めている。まず、第1項は、1992年11月26日法律第30号の第10章（行政庁の損害賠償責任。139条から144条）及び1993年3月26日王令第429号に定められているように、ス페인中央銀行は、その役職員が法律上与えられた職務と権限の行使にあたって与えた財産及び権利に対する損害を個人に直接、賠償すると定めている。そして、第2項は、ス페인中央銀行の直接責任は損害が、雇用または地位に基づいてス페인中央銀行において形成され、もしくは形成されてきた職務の執行、監督対象金融機関に対する介入、取締役の更迭もしくは清算、預金保証基金、ス페인中央銀行の被用者共済、ス페인中央銀行の被用者年金基金もしくはその他の公的団体、会社もしくは組織体におけるス페인中央銀行の代表権の行使から生じたものである限り、ス페인中央銀行の役職員に対する個人の損害賠償請求にも及ぶとする。第3項は、ス페인中央銀行の役職員が犯罪行為（delito o falta）に基づき損害賠償を命じられたときには、当該損害賠償命令の根拠となった事実が第2項に規定されている状況と一体となっているかぎりにおいて、ス페인中央銀行は、この損害賠償責任を直接引受け、その額を支払うと定めている。

その上で、ス페인中央銀行は、損害賠償責任が故意または重過失（dolo, culpa o negligencia grave）のいずれによって生じた場合であっても、被害者に対して直接賠償したときには、対応する手続きに従って、役職員に対して求償する（exigirá）とされている（第5項^{51）}。

26条は、理事会の決定により、ス페인中央銀行が原告または告発者となる場合を除き、ス페인中央銀行は、25条の場合において、役職員の弁護活

動や法的助言などを引き受けるものとされており、それは、請求あるいは手続き開始時には雇用関係あるいは任用が終了していてもかわりがないとされている（第1項）。

これらの規定をふまえて、バーゼル銀行監督委員会のコア・プリンシプルの遵守状況についての国際通貨基金の評価レポート（INTERNATIONAL MONETARY FUND [2012] p.15）においては、銀行監督者の法的保護を求める Principle 1 (5)は遵守されていると評価されている。しかし、これらの規定は、スペイン中央銀行の役職員の保護として十分に機能しているとしても、スペイン中央銀行自体が損害賠償責任を負う可能性については特段の限定がなされているわけではない。

3 銀行監督とスペイン中央銀行の責任

2でみたように、スペイン中央銀行の内部規則 25 条 1 項は、スペイン中央銀行は、その役職員が法律上与えられた職務と権限の行使にあたって与えた財産及び権利に対する損害を個人に直接、賠償すると定めており、銀行監督上の失敗⁵²⁾に係るスペイン中央銀行の損害賠償責任は行政庁の責任（国家賠償責任）の一類型と位置付けられている。

スペインにおいては、とりわけ、証券取引委員会（CNMV）に金融監督上の失敗があったとして、賠償請求がなされた事案についての裁判例があり、議

51) 1992年法律第30号145条2項は、「行政は、被害者に対し損害を賠償したときは、損害賠償責任が故意または重過失（*dolo, culpa o negligencia grave*）のいずれによって生じた場合であっても、規則に定められた（*reglamentariamente*）手続きに従って、役職員に対して求償する。求償するにあたっては、とりわけ、以下の規準が考慮に入れられる：生じた損害の結果、故意性、職務を執行した行政庁の職員の専門家責任及びそれらと不法行為の発生との関係」と定めている（*For details, see e.g. BARCELONA LLOP [2000]*）。なお、1999年法律第4号による改正前1992年法律第30号の145条は、「求償することができる（*podrá exigir*）」と定めており、求償するか否かは行政庁の選択であったが、現行法の145条は、「求償する（*exigirá*）」と定めている。また、求償手続きは、1993年3月26日王令第429号の付属文書（*anexo*）の21条が定めている。

論の蓄積があるが⁵³⁾、スペイン中央銀行の責任が追及された事件⁵⁴⁾も存在する。

ブローカーであったAVAが顧客の資産を自己の資金調達の際の担保に供していたため、顧客が損害を被ったという事件について、2008年5月16日最高裁判所判決 (STS 2396/2008)⁵⁵⁾ は、投資家に対して、代理人 (agencia) を通じて投資することに内在するリスクを警告しなかった点で証券取引委員会は証券取引法に違反するとしつつ、証券取引委員会は賠償責任を負わないとした。その根拠は、証券取引委員会がAVAのそのような行為を発見した時点では、すでに、顧客の所有する有価証券には担保権が設定されていたため、証券取引委員会が顧客に警告したとしても、顧客が損害を回避するためにとることができる方策はもはやなく、証券取引委員会の義務違反と投資者の損失との間には因果関係がないというものであった⁵⁶⁾。

52) もっとも、行政による検査が公役務であると評価できるかどうかという問題はある (PADRÓS REIG [2012] págs. 148 y 149)。行政上の検査 (inspección administrativa) は公役務 (servicio público) にあらず、執行府に属する権力の行使であり、政治的行為または政府の行為という面を有するからである (PADRÓS REIG [2012] pág. 149)。

53) 証券取引委員会の責任を認めることについては、たとえば、ALONSO UREBA [1995] págs. 490-492; ALONSO UREBA [1996] págs. 3099-3101; DE CARLOS BERTRÁN [1998] págs. 438-439; FERNÁNDEZ DE ARAOZ GÓMEZ-ACEBO [1995] págs. 97-99; CACHÓN BLANCO [1997] págs. 320-324; VALMAÑA OCHAÍTA [2006] págs. 502-514などは積極的であるが、たとえば、SÁNCHEZ ANDRÉS [1993] págs. 67-88やZUNZUNEGUI PASTOR [2000] págs. 110 y 115などは消極的である。See also FUERTES LOPEZ [1994] págs. 351-359; SÁNCHEZ ÁLVAREZ [1999] pág. 62; PADRÓS REIG [2012] págs. 133-154。

54) 現在、係属中のものとしては、株主が原告となっているものであるが、*Bankia* 事件についての訴訟 (See e.g. El País, 9 mayo 2013 <http://economia.elpais.com/economia/2013/05/09/actualidad/1368120038_083110.html>) が最も大規模である。また、<http://www.elconfidencialdigital.com/resources/temp/_TMP_OFFLINE_1368548453716ReclRespPatrDEF08may2013%20%282%29.pdf> 参照。

55) ZUNZUNEGUI PASTOR は、この判決は、投資者が被った損害について監督庁の賠償責任について判断を下した初めての裁判例であると指摘している (ZUNZUNEGUI PASTOR [2008] pág. 6)。

他方、*Gescartera* 事件についての、2009年1月27日最高裁判所判決（STS 121/2009）は、証券取引委員会に対する損害賠償請求を棄却した。原告である顧客は定期預金を *Gescartera* に対して行ったと表現しているが、法形式としては、顧客は、*Gescartera* との間で、自分の意思で (*voluntaria*) ポートフォリオ管理契約書に署名し、*Gescartera* が預金受入れ機関ではないことを承知していたことが、その根拠の1つとされていた。

同様に、*Fórum Filatélico y Afinsa* 事件について、2010年2月5日全国管区裁判所行政部判決も、証券取引委員会及びスペイン中央銀行に対する損害賠償請求を棄却した。この事件においては、顧客と *Fórum Filatélico y Afinsa* との間の取引は、預金という法形式ではなく、切手の売却と買戻し（切手に対する投資と流動性確保のコミットメント）という形で行われていたという特殊性があり、判決は、顧客は、自発的に、そのような法を潜脱する（この結果、*Fórum Filatélico y Afinsa* は金融取引業を営むために必要な免許を要しないことになる）ような契約に関与していたのであり、行政庁が適切に権限を行使し、*Fórum Filatélico y Afinsa* による、そのような行為をやめさせるべきであったと主張するのは首尾一貫していないと判示した。さらに、判決は、行政庁に対して、その監督と検査の権限を行使することによって、システムが適切に (*adecuado*) 機能することを絶対的に保障すること (*garantía absoluta*) を求めることはできないとし、このような権限を行使することが求められることのみでは、行政庁に責任を負わせる十分な根拠とはなりえない (*no puede constituir título suficiente*) と判示した⁵⁷⁾。

この事件は上告されたが、2010年12月13日最高裁判所判決 (STS 6981/2010) も全国管区裁判所の判決を支持し、請求を棄却した⁵⁸⁾。すなわち、被告とな

56) 法廷意見は、介入する3か月前（1997年11月）に証券取引委員会はその事実を発見したことを前提としたが、少数意見は、介入の16か月前（1996年9月）に検査を行った時点で、投資者に対し警告し、また、保護のための措置を講じるべきであった、そうすれば、繰り返し、AVAに資金を預けるようなことはなかったとした。たとえば、ZUNZUNEGUI PASTORは、この少数意見に賛意を表している（ZUNZUNEGUI PASTOR [2008] pág. 5 y 6）。

っている行政庁が、必要な事実を検査し、チェックする権限を適切に行使しなかったということが立証されておらず、*Fórum Filatélico* は事業会社であり、証券市場における金融業務を行っておらず、また、預金受入れ機関（*entidades de crédito*）でも集団投資スキームでもないことを理由として、証券取引委員会には投資者の最善の利益のために行使すべき注意義務違反はないとした。また、経済・金融省及びスペイン中央銀行については、金融商品取引を公衆に提供し、または金融サービスを提供する主体に対する検査権限が法定されているところ、原告顧客が締結していた取引はこれらには該当しないことが指摘された。すなわち、顧客の損害と証券取引委員会やスペイン中央銀行が怠ったとされる監督との間には因果関係（*nexo causal*）がないという立場を最高裁判所は採用した⁵⁹⁾。

さらに、1でみたように、行政上の検査や監督との関連では、広い裁量性が

57) MAGIDE HERRERO は、金融機関の監督は、金融機関に適用される規範の遵守を確保するためのものであり、預金者、投資者または被保険者の財産を保護するためのものではないと指摘している（MAGIDE HERRERO [1999] pág. 391）。すなわち、公益（*interés general*）を目的とするものであるという捉え方がなされている（*See also* PADRÓS REIG [2012] pág. 153）。

58) *Fórum Filatélico y Afinsa* 事件について提起されていた他の訴訟について、上告を棄却した2010年12月9日判決（STS 7071/2010）と同様の理由づけを採用したものである。また、*Fórum Filatélico y Afinsa* 事件に係る2011年6月27日判決（STS 4337/2011）、2012年1月2日判決（STS 267/2012）、2012年1月3日判決（STS 41/2012）、2012年1月25日判決（STS 378/2012）、2012年1月31日判決（STS 788/2012）、2012年2月12日判決（STS 861/2012）、2012年6月26日判決（STS 4283/2012）、2012年6月27日判決（STS 4492/2012）及び2012年7月3日判決（STS 4496/2012）なども同趣旨。

59) 当該事件においては、がっかりさせられたと主張されるような信頼を形成する行為は行政には認められず、原告は、商業的領域に属する会社との関係において、自己の自由意思に基づいて行為したと指摘した（*Fórum Filatélico y Afinsa* 事件に係るものとしては、2012年1月2日判決（STS 267/2012）、2012年2月21日判決（STS 861/2012）、2012年6月19日判決（STS 4278/2012）、2012年7月3日判決（STS 4496/2012）なども参照）。なお、正当な信頼に基づく行政の賠償責任については、たとえば、MEDINA ALCOZ [2006] 及び LÓPEZ MENUDO, GUICHOT REINA y CARRILLO DONAIRE [2005] págs. 318-322 など参照。

認められると解されているが、銀行監督との関係でも同様であり⁶⁰⁾、このことは、監督当局が介入するかどうかについて裁量が認められることを意味するため、監督当局の不作为と銀行の顧客の損害との間の相当因果関係は、通常、認められないという帰結につながる。

なお、2012年までの5年間で、スペイン中央銀行に対する損害賠償請求に係る判決は78件に上ったが、すべての事件で、請求は棄却されたと報告されている (INTERNATIONAL MONETARY FUND [2012] p.46)。

略語

FJ	fundamento jurídico
JUS	<i>Jurisprudencia Tributaria Aranzadi</i>
RJ	<i>Repertorio de jurisprudencia Aranzadi</i>
SAN	Sentencia de la Audiencia Nacional
STS	Sentencia del Tribunal Supremo

60) *e.g.* JIMÉNEZ-BLANCO CARRILLO DE ALBORNOZ [1985] págs. 833 - 834; AHUMADA RAMOS [2000] pág. 276.

参考文献

- AHUMADA RAMOS, Francisco Javier de [2000] *La responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas*, Aranzadi
- ALEGRE ÁVILA, Juan Manuel [2005] El aseguramiento de la responsabilidad civil extracontractual de la Administración Pública: procedimiento y jurisdicción, *Derecho y salud*, vol. 13, núm. 1:1 - 18
- ALONSO UREBA, Alberto [1995] Artículos 20 y 21. Edición y efectos del folleto, in: SÁNCHEZ CALERO, Fernando (dir.), *Régimen jurídico de las emisiones y ofertas públicas de venta (OPVs) de valores. Commentario sistemático del Real Decreto 291/1991*, Centro de Documentación Bancaria y Bursátil: 463 - 498
- ALONSO UREBA, Alberto [1996] Inexactitudes u omisiones en el contenido del folleto informativo con motivo de una emisión/oferta de valores (en torno a los arts. 20 y 21 RD 291/1192), in: IGLESIAS PRADA, Juan Luis (coord.), *Estudios jurídicos en homenaje al Profesor Aurelio Menéndez*, Civitas, tomo III: 3077 - 3108
- BARCELONA LLOP, Javier [2000] La acción de regreso en la Ley de Régimen Jurídico de las Administraciones Públicas y del Procedimiento Administrativo Común, *Revista española de derecho administrativo*, núm. 105: 37 - 57
- BAÑO LEÓN, José María [2007] La teoría de la responsabilidad patrimonial administrativa y su análisis en la práctica, in: *La responsabilidad patrimonial de la Administración*, Cuadernos de Derecho Judicial (versión electrónica)
- BELANDÓ GARÍN, Beatriz [2004] *La protección pública del inversor en el mercado de valores*, Civitas
- BELADIEZ ROJO, Margarita [1997] *Responsabilidad e imputación de daños por el funcionamiento de los servicios públicos*, Tecnos
- BERMEJO VERA, José (Coord.) [1999] *Derecho administrativo, Parte especial*, Civitas
- BLANQUER, David [1997] *La responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas*, Instituto Nacional de Administración Pública
- BLASCO ESTEVE, Avelino [1985] *La responsabilidad de la Administración por actos administrativos*, 2.ª edic., Civitas
- BOSCH CHOLBI, José Luis [2008] A vueltas con la responsabilidad patrimonial de la Administración tributaria al reembolso de los honorarios profesionales de abogado por su intervención en vía administrativa, *Tribunal Fiscal*, núm. 216: 92 - 95
- CACHÓN BLANCO, José Enrique [1997] *Las ofertas públicas de venta de valores negociables*, Dykinson
- CASINO RUBIO, Miguel [1999] El Derecho sancionador y la responsabilidad patrimonial de

- la Administración, *Documentación administrativa*, núm. 254 - 255: 339 - 388
- CASTÁN TOBEÑAS, J. [1993] Derecho civil español, común y foral, tomo IV (Derecho de obligaciones), 15.ª edic., Reus
- CUETO PÉREZ, Miriam [1997] *Responsabilidad de la administración en la asistencia sanitaria*, Tirant lo Blanch
- CUETO PÉREZ, Miriam [2000] Avances y retrocesos en la responsabilidad de las Administraciones públicas tras la reforma de la Ley 30/92, *Revista de Administración Pública*, núm. 152: 269 - 287
- DE CARLOS BERTRÁN, Luis [1998] *Régimen jurídico de las ofertas públicas de suscripción y venta de valores negociables*, Civitas
- DE LA CUESTA RUTE, Jose María [1985] Las responsabilidades de las Administraciones Públicas por las alegaciones publicitarias de contenido financiero, *Revista de Derecho Bancario y Bursátil*, año nº 5, núm. 18: 263 - 288
- DESDENTADO DAROCA, Eva [2000] Reflexiones sobre el artículo 141.1 de la Ley 30/1992 a la luz del Análisis Económico del Derecho, *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 108: 533 - 564
- DÍEZ-PICAZO Y PONCE DE LEÓN Luis [1999] *Derecho de daños*, Civitas
- DOMÉNECH PASCUAL, Gabriel [2009] *El régimen jurídico de la farmacovigilancia*, Civitas
- DOMÉNECH PASCUAL, Gabriel [2010] Responsabilidad patrimonial de la administración por actos jurídicos ilegales Responsabilidad objetiva o por culpa?, *Revista de Administración Pública*, núm. 183: 179 - 231
- ENTRENA CUESTA, Rafael [1999] Responsabilidad e inactividad de la Administración, in: MARTÍNEZ LÓPEZ-MUÑOZ, José Luis y Antonio CALONGE VELÁZQUEZ (Coord.), *La responsabilidad patrimonial de los poderes públicos. III Coloquio Hispano - Luso de Derecho Administrativo (Valladolid, 16 - 18 de octubre de 1997)*, Marcial Pons: 357 - 371
- FERNÁNDEZ DE ARAOZ GÓMEZ-ACEBO, Alejandro [1995] *La responsabilidad civil de las entidades colocadoras de valores por el contenido del folleto informativo*, Centro de Documentación Bancaria y Bursátil
- FERNÁNDEZ FARRERES, Germán [2009] Responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas y títulos de imputación del daño, in: ORTIZ BLASCO, Joaquín y Petra MAHILLO GARCÍA (Coords.), *La responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas. Crisis y propuestas para el siglo XXI*, Fundación Democracia y Gobierno Local: 99 - 130
- FERNÁNDEZ PÉREZ, Nuria [1999] *La protección del inversor: aspectos jurídico-societarios*, Tesis doctoral de la Universitat d'Alacant
- FERNÁNDEZ RODRÍGUEZ, Tomás Ramón [1989] Los poderes públicos de ordenación bancaria y eficacia preventiva, in: GÓMEZ-FERRER MORANT, Rafael (Coord.), *Libro Homenaje al Profesor José Luis Villar Palasí*, Civitas: 399 - 436

- FONT I LLOVET, Tomàs [2000a] Prólogo, in: MIR PUIGPELAT, Oriol, *La responsabilidad patrimonial de la Administración sanitaria. Organización, imputación y causalidad*, Civitas
- FONT I LLOVET, Tomàs [2000b] Hacia la “escala” de la responsabilidad: primer paso, la anulación de actos discrecionales, *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 106: 237 - 243
- FUERTES LOPEZ, Mercedes [1994] *La Comisión nacional del mercado de valores*, lex nova
- GAMERO CASADO, Eduardo [1999] Los contraros de responsabilidad extracontractual de las Administraciones Públicas, *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 103: 357 - 381
- GAMERO CASADO, Eduardo [2000] El nuevo escenario de la responsabilidad administrativa extracontractual, *Actualidad Jurídica Aranzadi*, núm. 426: 1 - 5
- GARCÍA ÁLVAREZ, Gerardo [2006] La modulación de la responsabilidad de la Administración en determinados casos de ejercicio ilegal de potestades urbanísticas, *Revista de Administración Pública*, núm. 169:157 - 188
- GARCÍA DE ENTERRÍA, Eduardo [1984] *Los principios de la nueva Ley de Expropiación Forzosa*, Civitas (reimpresión de la edición publicada por el Instituto de Estudios Políticos en 1956)
- GARCÍA DE ENTERRÍA, Eduardo [2002] Prólogo, in: MIR PUIGPELAT, Oriol, *La responsabilidad patrimonial de la Administración. Hacia un nuevo sistema*, Civitas
- GARCÍA DE ENTERRÍA, Eduardo y Tomás Ramón FERNÁNDEZ RODRÍGUEZ [2003] *Curso de Derecho administrativo*, tomo II, 8.ª edic., Civitas
- GARCÍA GÓMEZ DE MERCADO, Francisco [1999] *La responsabilidad patrimonial de la Administración* tras la Ley 4/1999, *Actualidad administrativa*, núm.32: 893 - 907
- GARRIDO FALLA, Fernando [1989] La constitucionalización de la responsabilidad patrimonial del Estado, *Revista de Administración Pública*, núm. 119: 7 - 48
- GARRIDO FALLA, Fernando [1992] *Tratado de Derecho Administrativo*, vol. II, 10.ª edic., Tecnos
- GARRIDO FALLA, Fernando [1997] Los límites de la responsabilidad patrimonial: una propuesta de reforma legislativa, *Revista española de derecho administrativo*, núm. 94: 173 - 188
- GARRIDO FALLA, Fernando [1999] Panorama general de la responsabilidad “civil” de la Administración pública, in: MARTÍNEZ LÓPEZ-MUÑIZ, José Luis y Antonio CALONGE VELÁZQUEZ (Coord.), *La responsabilidad patrimonial de los poderes públicos. III Coloquio Hispano - Luso de Derecho Administrativo (Valladolid, 16 - 18 de octubre de 1997)*, Marcial Pons: 25 - 38
- GARRIDO FALLA, Fernando [2002] *Tratado de Derecho Administrativo*, vol. II, 12.ª edic., Tecnos
- GÓMEZ-FERRER RINCÓN, Rafael [2003] *La transición a la competencia: sus costes y sus posibles compensaciones : un estudio critic*, Instituto Nacional de Administración Pública
- GÓMEZ POMER, Fernando y Víctor SÁNCHEZ ÁLVAREZ [2006] El problema de la responsabili-

- dad de las administraciones públicas en Derecho español: la visión del análisis económico del Derecho, *Sub Judice*, núm. 34, Parte II: 27 - 48
- GÓMEZ PUENTE, Marcos [1994] Responsabilidad por inactividad de la Administración, *Documentación Administrativa*, núm. 237 - 238: 139 - 204
- GÓMEZ PUENTE, Marcos [2000] *La inactividad de la Administración*, 1.ª edic., Aranzadi
- GÓMEZ PUENTE, Marcos [2002] *La inactividad de la Administración*, 2.ª edic., Aranzadi
- GOMIS CATALÁ, Lucía [1998] *Responsabilidad por daños al medio ambiente*, Aranzadi
- GUERRERO ZAPLANA, José [2004] *Las reclamaciones por la defectuosa asistencia sanitaria*, Lex Nova
- GUTIÉRREZ FERNÁNDEZ, Fernando [2005] La relación de causalidad, in: DE FUENTES BARDAJÍ, Joaquín y otros (dir.), *Manual de Responsabilidad pública. Homenaje a Pedro González Gutiérrez-Barquín*, Ministerio de Economía y Hacienda y Ministerio de Justicia: 127 - 143
- HERRERO DE EGAÑA y ESPINOSA DE LOS MONTEROS, Juan Manuel [2002] *Comentarios a la legislación de contratos de las administraciones públicas*, Aranzadi
- HUERGO LORA, Alejandro [2002] *El seguro de responsabilidad civil de las administraciones públicas*, Marcial Pons
- INTERNATIONAL MONETARY FUND [2012] *Spain: Basel Core Principles for Effective Banking Supervision — Detailed Assessment of Compliance Report* (IMF Country Report No. 12/142)
- JIMÉNEZ APARICIO, Emilio [2003a] La ejecución de la sentencia de la colza I, Working Paper n.º: 112, *InDret* 1/2003 <http://www.indret.com/pdf/112_es.pdf>
- JIMÉNEZ APARICIO, Emilio [2003b] La ejecución de la sentencia de la colza II, Working Paper n.º: 146, *InDret* 3/2003 <http://www.indret.com/pdf/146_es.pdf>
- JIMÉNEZ-BLANCO CARRILLO DE ALBORNOZ, Antonio [1985] Supervisión bancaria y responsabilidad administrativa (en torno a las sentencias del Bundesgerichtshof de 15 de febrero y de 12 de julio de 1979), *Revista de derecho bancario y bursátil*, año 5, núm. 20: 823 - 858
- JIMÉNEZ-BLANCO CARRILLO DE ALBORNOZ, Antonio [1986] Responsabilidad administrativa por culpa “*in vigilando*” o “*in ommittendo*”, *Poder Judicial*, núm. 2: 117 - 128 (in: *Gobierno y Administración en la Constitución*, tomo I, Dirección General del Servicio Jurídico del Estado, 1988: 893 - 907)
- JORDANO FRAGA, Jesús [1999] La reforma del artículo 141, apartado 1, de la Ley 30/1992, de 26 de noviembre, o el inicio de la demolición del sistema de responsabilidad objetiva de las Administraciones Públicas, *Revista de Administración Pública*, núm. 149: 321 - 336
- LACRUZ BERDEJO, José Luis y otros [1999] *Elementos de Derecho civil*, tomo II, Dykinson (Nova Edición revisada e posta o día por RIVERP HERNÁNDEZ, Francisco)
- LAGUNA DE PAZ, José Carlos [2001] Responsabilidad de la Administración por daños causados por el sujeto autorizado, *Revista de Administración Pública*, núm. 155: 27 - 57

- LEGUINA VILLA, Jesús [1980] *La responsabilidad del Estado y de las Entidades públicas regionales o locales por los daños causados por sus agentes o por sus servicios administrativos*, *Revista de Administración Pública*, núm. 92: 7 - 44
- LÓPEZ MENUDO, Francisco [1999] Responsabilidad administrativa y exclusión de los riesgos del progreso. Un paso adelante en la definición del sistema, *Revista Andaluza de Administración Pública*, núm. 36: 11 - 44
- LÓPEZ MENUDO, Francisco , Emilio GUICHOT REINA y Juan Antonio CARRILLO DONAIRE [2005] *La responsabilidad patrimonial de los poderes públicos*, Lex Nova
- MAGIDE HERRERO, Mariano [1999] El criterio de imputación de la responsabilidad *in vigilando* a la Administración; especial referencia a la responsabilidad de la Administración en su actividad de supervisión de sectores económicos, in: MARTÍNEZ LÓPEZ-MUÑIZ, José Luis y Antonio CALONGE VELÁZQUEZ (Coord.), *La responsabilidad patrimonial de los poderes públicos. III Coloquio Hispano - Luso de Derecho Administrativo (Valladolid, 16-18 de octubre de 1997)*, Marcial Pons: 373 - 397
- MARÍN, Juan Carlos [2002] La responsabilidad civil objetiva de la administración pública, *El mundo del abogado*, núm. 43: 50 - 55
- MARTÍN REBOLLO, Luis [1999] Ayer y hoy de la responsabilidad patrimonial de la Administración: un balance y tres reflexiones, *Revista de Administración Pública*, núm. 150: 317 - 372
- MARTÍN-RETORILLO BAQUER, Lorenzo [1987] De la eficiencia y economía en el sistema de responsabilidad patrimonial de la Administración. De las indemnizaciones derivadas de hechos terroristas, *Revista Vasca de Administración Pública*, núm. 19: 97 - 140
- MEDINA ALCOZ, Luis [2005a] *La responsabilidad patrimonial por acto administrativo: Aproximación a los efectos resarcitorios de la ilegalidad, la morosidad y la deslealtad desde una revisión general del sistema*, Thomson - Civitas
- MEDINA ALCOZ, Luis [2005b] El resarcimiento del daño causado por acto administrativo ilegal. Análisis de la cuestión en los ordenamientos italiano, francés, alemán y español, *Revista General de Derecho Administrativo*, núm. 9 (versión electrónica)
- MEDINA ALCOZ, Luis [2006] Confianza legítima y responsabilidad patrimonial, *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 130: 275 - 326
- MEDINA ALCOZ, Luis [2009] *La responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas* (III), in: CANO CAMPOS, Tomás (Coord.) *Lecciones y materiales para el estudio del Derecho administrativo*, tomo IV, Iustel, : 135 - 179
- MIR PUIGPELAT, Oriol [1999] La reforma del sistema de responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas operada por la Ley 4/1999, de 13 de enero, de modificación de la LRJPAC, *Revista Jurídica de Catalunya*, núm. 4: 49 - 90
- MIR PUIGPELAT, Oriol [2000] *Responsabilidad patrimonial de la Administración sanitaria*.

Organización, imputación y causalidad, Civitas

- MIR PUIGPELAT, Oriol [2002] *La responsabilidad patrimonial de la administración. Hacia un nuevo sistema*, Civitas
- MIR PUIGPELAT, Oriol [2003] La jurisdicción competente en materia de responsabilidad patrimonial de la Administración: una polémica que no cesa, *Indret*, núm. 3 <www.indret.com>
- MIR PUIGPELAT, Oriol [2008] Responsabilidad objetiva vs. Funcionamiento anormal en la responsabilidad patrimonial de la Administración sanitaria (y no sanitaria), *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 140: 629 - 652
- MONTORO CHINER, María Jesús y María Concepción HILL PRADOS [2002] *Responsabilidad patrimonial de la Administración y contrato de seguro*, Atelier
- MUÑOZ MACHADO, Santiago [1992] *La responsabilidad civil concurrente de las Administraciones públicas*, Civitas
- NIETO GARCÍA, Alejandro [1975] La relación de causalidad en la responsabilidad del Estado, *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 4: 90 - 95
- NIETO GARCÍA, Alejandro [1985] Prólogo, in: BLASCO ESTEVE, Avelino, *La responsabilidad de la Administración por actos administrativos*, 2.^a edic., Civitas
- NIETO GARCÍA, Alejandro [1986a] La relación de causalidad en la responsabilidad administrativa: doctrina jurisprudencial, *Revista española de derecho administrativo*, núm. 51: 427 - 434
- NIETO GARCÍA, Alejandro [1986b] La inactividad material de la Administración: veinticinco años después, *Documentación Administrativa*, núm. 208: 11 - 64
- NÚÑEZ LOZANO, María del Carmen [2000] La responsabilidad patrimonial derivada de acto ilícito, in: *La responsabilidad patrimonial de los poderes públicos en el marco de la estructura territorial del Estado. III Jornadas de Estudios del Gabinete Jurídico de la Junta de Andalucía*, Comares, vol. I: 201 - 216
- PADRÓS REIG, Carlos [2012] La relevancia de la *culpa in vigilando* en la regulación y supervisión financiera y bancaria, *Revista de Derecho Bancario y Bursátil*, núm. 128: 115 - 157
- PANTALEÓN PRIETO, Angel Fernando [1990] Causalidad e imputación objetiva: criterios de imputación, in: *Centenario del Código Civil*, vol. II, Centro de Estudios Ramón Areces: 1561 - 1592
- PANTALEÓN PRIETO, Angel Fernando [1994] Los anteojos del civilista: Hacia una revisión del régimen de responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas, *Documentación Administrativa*, núms. 237 - 238: 239 - 253
- PANTALEÓN PRIETO, Angel Fernando [2000] Cómo repensar la responsabilidad civil extracontractual (También la de las Administraciones Públicas), *Anuario de la Facultad de Derecho de la Universidad Autónoma de Madrid*, núm. 4 (Ejemplar dedicado a: La responsabilidad en el Derecho) :167 - 192 (also in: MORENO MARTÍNEZ, Juan Antonio (Coord.),

- Perfiles de la responsabilidad civil en el nuevo milenio*, 2000, Dykinson: 439 - 468)
- PARADA VÁZQUEZ, Ramón [1997] *Derecho Administrativo, I, Parte General*, 9.^a edic., Marcial Pons
- PARERO ALFONSO, Luciano, Antonio JIMÉNEZ-BLANCO CARRILLO DE ALBORNOZ y Luis ORTEGA ÁLVAREZ [1998] *Manual de Derecho Administrativo. Parte general*, 5.^a edic., Ariel
- QUINTANA LÓPEZ, Tomás (dir.), CASARES MARCOS, Anabelén (Coord.) [2009a] *La responsabilidad patrimonial de la Administración pública. Estudio general y ámbitos sectoriales*, Tirant lo Blanch, vol. I
- QUINTANA LÓPEZ, Tomás (dir.), CASARES MARCOS, Anabelén (Coord.) [2009b] *La responsabilidad patrimonial de la Administración pública. Estudio general y ámbitos sectoriales*, Tirant lo Blanch, vol. II
- REBOLLO PUIG, Manuel [2004] Sobre la reforma del régimen de responsabilidad patrimonial de la Administración, in: SÁINZ MORENO, Fernando (dir.), *Estudios para la reforma de la Administración pública*, Instituto Nacional de Administración Pública: 215 - 244
- REBOLLO PUIG, Manuel y Manuel IZQUIERDO CARRASCO [2006] Artículo 54, in: REBOLLO PUIG, Manuel y Manuel IZQUIERDO CARRASCO (dir.), *Comentarios a la Ley reguladora de las Bases de Régimen Local*, Tirant lo Blanch, tomo II
- REYES MONTERREAL, José María [1987] La responsabilidad de la Administración por el «no funcionamiento» de los servicios públicos, *Actualidad Administrativa*, núm. 38: 2177 - 2192
- RIVERO ORTEGA, Ricardo [2000] *El Estado vigilante: consideraciones jurídicas sobre la función inspectora de la Administración*, Tecnos
- RUBIO DE CASAS, María Gracia [1995] Artículo 19. Neutralidad de la inscripción, in: SÁNCHEZ CALERO, Fernando (dir.), *Régimen jurídico de las emisiones y ofertas públicas de venta (OPVs) de valores. Commentario sistemático del Real Decreto 291/1991*, Centro de Documentación Bancaria y Bursátil: 429 - 460
- SALVADOR CODERCH, Pablo [2000] Causation and Liability, *InDret* 01/2000 <http://www.indret.com/pdf/008_en.pdf>
- SÁNCHEZ ÁLVAREZ, Manuel María [1999] La responsabilidad de la CNMV: observaciones al artículo 92 de la Ley del Mercado de valores, *Jueces para la democracia*, núm. 35: 57 - 62
- SÁNCHEZ ANDRÉS, Aníbal [1993] La Comisión Nacional del Mercado de Valores en su primer aniversario: algunas experiencias, in: VERDERA y TUELLS, Evelio (Coord.), *El nuevo mercado de valores*, Publicaciones del Real Colegio de España: 67 - 88
- SANTAMARÍA PASTOR, Juan Alfonso [2000] Prólogo, in: DE AHUMADA RAMOS, Francisco Javier, *La Responsabilidad Patrimonial de las Administraciones Públicas. Elementos estructurales: lesión de derechos y nexos causal entre la lesión y el funcionamiento de los servicios públicos*, Aranzadi
- SORIANO GARCÍA, José Eugenio [1994] Fondos de pensiones. Iter autorizatorio y responsabilidad

- del Estado: comparación con el sistema bancario, in: POLO DIEZ, Antonio (Coord.), *Estudios de Derecho bancario y bursátil : homenaje a Evelio Verdera y Tuells*, tomo III, La Ley: 2563 - 2590
- SUAY RINCÓN, José [2009] Responsabilidad patrimonial en el ámbito urbanístico, in: QUINTANA LÓPEZ, Tomás (dir.), *La responsabilidad patrimonial de la Administración pública. Estudio general y ámbitos sectoriales*, Tirant lo Blanch, tomo I: 763 - 811
- VALMAÑA OCHAÍTA, María [2006] *La responsabilidad civil derivada del folleto informativo en las ofertas públicas de suscripción y venta de acciones*, La Ley
- VILLAR ROJAS, Francisco José [1996] *La Responsabilidad de las Administraciones Sanitarias: Fundamento y límites*, Praxis
- ZUNZUNEGUI PASTOR, Fernando [2000] *Derecho del mercado financiero*, 2.^a edic., Marcial Pons
- ZUNZUNEGUI PASTOR, Fernando [2008] Sobre la responsabilidad patrimonial de los supervisores financieros, *Revista de Jurisprudencia*, año 4, núm. 2:1 - 6

本研究はJSPS 科研費 24653019 の助成を受けたものです。

(やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授)